

# 国立第五小学校保護者と教職員の会 会則

## 第一章 名称と事務所

### 第一条

この会は「国立第五小学校保護者と教職員の会」（略称「五小保護者と教職員の会」）称し事務所を国立市立国立第五小学校内（国立市富士見台二丁目4-7番地の2 042-572-5197）におく

## 第二章 目的

### 第二条

この会は、保護者と教職員が協力し合って、家庭と学校と社会における子ども達の心身の健全な発達を図るとともに、お互いの理解を深めあい、学習しあい、成長することを目的とする

## 第三章 方針

### 第三条

この会は、自主独立の民主的団体であって、他のどのような支配、統制、干渉も受けないまた、特定の政党や宗教（並びにこれに類する団体や個人）に関係したり、営利行為を行わない

### 第四条

＜五小の良き伝統＞とされる「三つの柱」を軸とする

- 1 活動の基盤となり、会員一人一人が積極的に参加出来る場であるクラス単位を大切にする
- 2 時間がかかっても良く話し合って決めていく
- 3 必要に応じて話し合って組織を作る

## 第四章 活動

### 第五条

この会は、第二章の目的を達成するために以下の活動を行う

- 1 家庭と学校との堅密な連絡を保ち、学校が行う教育活動に協力する
- 2 学校及び地域の教育環境の向上に努める
- 3 会員の教養を高め、相互の親睦を図る
- 4 国立市内公立学校のPTAまたは同種の団体と協力する
- 5 その他必要な活動を行う

## 第五章 会員

### 第六条

この会の会員となることができるものは、次のとおりとする（任意）

- 1 本校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずる者
- 2 本校に勤務する者

### 第七条

会員は世帯を単位とし、所定の会費を納める

### 第八条

会員は、すべて平等の権利と義務を有する

## 第六章 会計

### 第九条

経理は、総会で議決された予算にのっとり行う

### 第十条

会費は予算に応じて集金する

### 第十一条

転出入会員については、内規に基づいて、転出入の時期に応じて集金または返金する

## 第十二条

決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を受ける

## 第十三条

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

## 第七章 会長、副会長

### 第十四条

本会には、会長、副会長を置く

- 1 会長 一名（保護者）
- 2 副会長 二～三名（保護者一～二名、教職員一名）

### 第十五条

会長、副会長は、他の委員を兼ねることは出来ない

### 第十六条

会長、副会長は、選挙管理委員会の管理の下、総会において委任状を除く出席者により選出される  
ただし、副会長一名は、教職員の互選によって選出し、総会の承認を得るものとする

### 第十七条

会長、副会長の任期は一年とする 但し再任を妨げるものではない

### 第十八条

年度の途中で、会長、副会長に欠員が生じた場合は、原則として運営委員より補充する  
その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする

### 第十九条

会長、副会長の任務は以下の通りとする

- 1 会長は、本会の代表として会務を統括し、総会、運営委員会を招集する  
また会計監査並びに選挙管理委員会を除く全ての会議に出席して意見を述べる事が出来る
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時は、その代理をする

## 第八章 会計監査委員

### 第二十条

本会の経理を随時監査し、総会に報告するために二名の会計監査委員をおく

### 第二十一条

会計監査委員は、選挙管理委員会の管理の下、総会において委任状を除く出席者により選出される  
年度の途中で、会計監査委員に欠員が生じた場合は、会員より補充する  
その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする

### 第二十二条

会計監査委員は、他の委員を兼ねることは出来ない

### 第二十三条

会計監査委員の任期は一年とする

## 第九章 総会

### 第二十四条

総会は、本会の最高議決機関である

### 第二十五条

定期総会は、年度の始めに開き、以下のことを審議し、承認を受ける

- 1 前年度の活動報告と決算
- 2 新年度の委員の就任
- 3 新年度の活動計画と決算
- 4 会則の改正

## 5 その他

### 第二十六条

臨時総会は、運営委員会が開催の必要を認めた場合、または、会員の五分の一以上の開催の要求があった場合に招集される

### 第二十七条

総会は、会員数の三分の一以上（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する

### 第二十八条

総会の運営は、会員の中から選出した若干名の議長によって行われる

但し、議長の任期は総会の会期中とする

### 第二十九条

総会の日時、場所、及び議題は、七日前までに会員に通知する

## 第十章 選挙管理委員

### 第三十章

会長、副会長及び会計監査委員の選出に関する事務全般を処理するために、三名以上の選挙管理委員を設ける

委員は、運営委員会が任命する

### 第三十一条

会員は、会長、副会長、会計監査委員の候補者を推薦することも、また、自ら立候補することもできる

推薦する場合は、本人の同意がなければならない

選挙管理委員は、選挙を行う七日前までに、候補者の氏名及び本会における活動方針を会員に通知しなければならない

## 第十一章 運営委員会

### 第三十二条

運営委員は、総会によって委任され、会長、副会長、書記、会計、各委員会代表者で構成される

会長一名、副会長一～二名は、第七章の規定により選出する

書記二名、会計二名は、各クラスより選出された専門委員の互選により選出する

年度の途中で、運営委員(会長、副会長を除く)に欠員が生じた場合は、運営委員会が必要と認めた場合、欠員の生じたクラスの会員より補充する

その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする

### 第三十三条

運営委員の任務は以下の通りとする

- 1 総会に提出する議案および予算案を審議、作成し、総会を運営する
- 2 各委員会が行う活動に関する計画を審議し、相互の連絡調整を行う
- 3 その他、必要事項の企画、運営
- 4 緊急時の特別委員会設置
- 5 運営委員会で話し合われた内容を随時、全会員に報告する

## 第十二章 専門委員会

### 第三十四条

第二章の本会の目的を達成するために、各クラスより選出された委員で構成された専門委員会をおき、活動する

- 1 本会に関わる庶務的活動
- 2 児童の防犯、安全に関わる活動
- 3 児童により良い給食を提供するための活動
- 4 児童及び会員相互の親睦をはかり、お互いを高めあうための活動

5 本会の会員並びに関係団体に対して情報を伝達し、相互の意見の交換を図るための活動

### 第十三章 クラス委員会

#### 第三十五条

第二章の本会の目的を達成するために、各クラスより選出されたクラス委員会をおく  
つくし学級については、状況により一～二名を選出する  
年度の途中で、クラス委員に欠員が生じた場合は、運営委員会が必要と認めた場合、欠員の生じたク  
ラスの会員より補充する

#### 第三十六条

クラス委員の役割は、クラスの問題を検討、対処し、クラスや学年間の親睦を深める行事を、企画実  
施する  
また、学校や専門委員会から依頼された活動に関して、クラス内の管理を行う

### 第十四章 ちょこボ（ちょこっとボランティア）

#### 第三十七条

第二章の本会の目的を達成するために、学校や専門委員会から依頼を受けた活動や渉外的な活動を  
「ちょこボ」という形で、全会員に向けて募集し、活動していく

### 第十五章 議事手続き

#### 第三十八条

すべての会議は、それぞれの会議の構成員の中から互選された議長が進行する

#### 第三十九条

第九章に定められた総会を除くすべての会議は、それぞれの会議の構成員の二分の一以上の出席をも  
って成立する

#### 第四十条

会則改正以外の議事は、出席者の二分の一以上の賛成によって決議する  
可否同数の場合は、議長がこれを決する

#### 第四十一条

この会則は、総会において委任状を除く出席者の三分の二以上の賛同により改正することができる  
但し、改正案は総会の七日前までに会員に通知しなければならない

#### 第四十二条

国立市立国立第五小学校の学校長は、本会の全ての会議に出席し、意見を述べることができる

### 第十六章 附則

#### 第四十三条

本会の施行内規は、運営委員会によって制定することができる  
但し、運営委員会が内規を改正、追加した場合は、次の総会で承認を得なければならない

#### 第四十四条

本会の事務所に以下の帳簿を整え、会員に対して、いつでも公開するものとする  
会員名簿 議事記録簿 会計帳簿 備品台帳

#### 第四十五条

本会の弔意規定を次のとおりに定める

- 1 本会の会員ならびに児童が死亡したとき、弔意を表し弔慰金を支出する。
- 2 本会が特に弔意を表す必要が認められる場合は、運営委員会で決定し支出する。

#### 第四十六条

この会則は、2011年3月1日より施行する